斎苑使用料改定（案）に係る意見に対する
組合としての考え方について

斎苑使用料改定（案）に係る意見募集につきまして、大変貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。

このたび、お寄せいただきましたご意見に対する組合としての考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

意見募集期間：平成 30 年 8 月 1 日（水）から 8 月 31 日（金）まで
意見提出者数：1 人

意見等	組合としての考え方
料金改定には、止む得ないものと判断しますが下記２件について質問します。	
①燃料費及び光熱水費について 公費　→　受益者負担となるが、料金改定により、公費負担（税金）はゼロ円となるのか？ ならない気がするが、何パーセントくらい賄うことが出来るか？	①　斎苑使用料を改定することによって、燃料費及び光熱水費については、公費負担から受益者負担となりますが、受益者負担分はその内約 86.8%を賄うこととしており、公費負担は 0 円にはならないものであります。
②死胎児負担について まだこの世に生まれていないので、出来たら無料とした方が悲しみが和らぐのではないか。	②　死胎児につきましても、宮城県内の状況等を調査した結果、受益者負担の観点から、ご負担をお願いすることとしておりますので、ご理解願います。